

令和6年度 第2回成年後見制度利用促進審議会
議 事 要 旨

◎ 開催日時 令和7年1月21日（火曜日）13時30分～15時00分

◎ 開催場所 青梅市役所議会棟3階第2委員会室

◎ 出席者（委員7名、事務局3名）

（委員）

出席者 小野会長、山下副会長、小嶋委員、林委員、諸澤委員、田中委員、中野委員

欠席者 山浦委員

（事務局）

杉山健康福祉部長、茂木地域福祉課長、小林地域福祉課庶務係長

◎ 次第

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 成年後見あんしん生活創造事業による報告について【資料1】

(2) 青梅市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正について【資料2】

(3) 令和6年度第1回成年後見制度利用促進審議会議事録について【資料3】

(4) 青梅市地域共生社会推進審議会について【資料4】

4 その他

◎ 議題（要旨）

3 報告事項

(1) 成年後見活用あんしん生活創造事業による報告について

会 長 報告事項(1) 成年後見あんしん生活保護事業の報告について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 こちらの事業は青梅市社会福祉協議会へ委託をしております。(1) 成年後見関連相談状況です。こちらの期間は令和6年8月から11月までとなっております。こちら初回相談の形態としては、電話が29件、来所が10件、メールは0件、訪問が1件、合計40件です。次に相談者の内訳ですが、最も多いのは親族で14件、本人が5件、包括支援センターが3件、ケアマネ・計画相談員が3件、施設・病院相談員が7件、行政・社会福祉協議会から4件、民生児童委員から2人、隣人から1件、不明が1件です。不明については、電話をかけてきた方が特に続柄も名乗らなかったということで、不明というさせていただいております。内容についてですが、最も多いのは、制度利用に関する相談が28件。次いで相続が7件、そして今後の支援が1件、その他が4件です。(2) 法人後見受任状況ですが、こちらも令和6年11月30日現在のものとなっておりますが、被後見人は男性が9件、女性が7件で合

計 16 件です。成年後見人が最も多く 12 件、補助人が 2 件、保佐人が 2 件です。原因ですが、こちらにも認知症高齢者が 13 件と最も多く、精神障害者が 2 件、知的障害者が 1 件です。後見受任の経緯でございますが青梅市長申立が 12 件。社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業利用者が移行した市長申立が 4 件です。後見終了となった件数も 3 件あり、それぞれ男性が 1 件と女性が 2 件です。資料 1 の次の裏面以降は令和 6 年度支援検討会議おうめの 8 月から 11 月までの相談一覧ですので御確認ください。

会 長 ただいまの説明につきまして何かございますか。

委 員 後見終了の 3 件は亡くなられたということですか。

事務局 社会協議会からはそのような報告を受けております。

委 員 相談内容の中に相続があるのですが、これは何か成年後見と関係あることなのか全然関係ないけど相談に来たのかどちらですか。

事務局 相続に関しましては基本的に相談事は成年後見関連の相談事業ということで社会福祉協議会が依頼している弁護士が相談対応をしますが、成年後見の話の中で今後のことを見据えた相続のこと強く話す傾向の方はこの相続という形でカウントをしています。

副会長 先ほどの質問と関連することですが、私の知る方でも青梅の人ではないですが、相続が発生して、成年後見制度を利用しないと相続が終了しないという方がいらっしゃって、その方は武蔵野市だったんですけど一応何とか間に合いました、相続が発生してから、制度利用の相談というような話もあったのでしょうか。

事務局 こちら事業を委託している社会福祉協議会の方にそこまでの詳細な内容までは確認できていない状況ですので、またこちらで確認させていただきたいと思います。

会 長 他にはどうでしょうか。ないようでしたら、この議題はよろしいでしょうか。

(2) 青梅市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正について

会 長 それでは報告事項の (2) の青梅市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正について事務局から説明をお願いします

事務局 資料 2 の青梅市成年後見制度利用支援事業実施要綱の新旧対照表を御覧ください。こちらは令和 6 年 12 月 1 日付で改正をしております。表の現行と書かれている箇所が改正前、その左が改正した後の要綱です。改正前は成年後見人、保佐人および補助人を報酬費用の負担することが困難な者に対して助成をすることとしておりますが、改正後は成年後見監督人、保佐監督人および補助監督人の報酬費用を負担することが困難である方も対象としました。対象者については、法律名が国民健康保険法、介護保険法と複数記載されておりますが、簡潔に申し上げますと介護保険の保険者や生活保護の実施機関等が青梅市であるものとの改正をしております。また市の区域外の施設等への入所、入居等にに伴い転出した方であったとしても、介護保険の保険者や生活保護の実施機関等が青梅市となっている方も助成の対象としました。今までも運用上は改正後の通り実施していたものを正式に明記したものとしております。また、改正前は青梅市長申立てのみを対象としておりましたが、本人および 4 親等以内の親族の申立ても助成の対象としております。改正の経緯でございますが、資料

2 右上 3 と書いてある厚生労働省から発出されております「市町村長による成年後見制度にもとづく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」という事務連絡を御覧ください。右上に 5 と書いてあるページの下線が引いてあります箇所に記載されておりますとおり、本人や親族からの申立ても対象とし、また後見監督人、保佐監督人、補助監督人についても助成対象とする改正をしました。また、右上に 10 と書いてあるページの下線の「3 市長申し立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合の、申立て基準の原則」に記載のとおり、介護保険の保険者および生活保護の実施機関等が青梅市であることの改正をしております。

会 長 何か御質問や御意見はございますか。

副会長 確認ですが、厚生労働省から通達や基準が出てきて、それに沿って要綱を改正したということでもよろしいでしょうか。それ以外で何か市内で問題があるとか、この制度を運用する間に何か課題があつて変えたところがあるならば教えていただければと思います。

事務局 令和 4 年度にも、通知がいろいろ出ておまして、実は国の第 2 期計画においても、成年後見制度の利用促進を図ってはおりますが、なかなか利用促進が進まないという現状です。成年後見制度利用支援事業の実態を国の方が調査した中で、対象者を拡大したり、住所と居所が異なる市町村の場合などで、成年後見制度利用支援事業の恩恵が受けられないようなケースもかなりあるということで、国の方から令和 6 年度までに K P I の中でも、全国的に制度の見直しを検討するよう通知が発出されていることもあり、青梅市でも改正をこのタイミングでさせていただいたということもございます。特に市内で個別のケースの関係で対象者があつたのでそれにもとづいて改正したというものではありません。

会 長 他にはどうですか。

副会長 基本的には国の方から平等を図るようということ通達が出て、それにもとづいて変更したということですけども、国の方で変更する中身について、例えば監督人の費用はどうするんだという問い合わせ等は青梅市内ではあつたんでしょうか。

事務局 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人についての問い合わせはありません。

副会長 特に市内では国の方で通達した変更事項について問い合わせがなかつたので、純粹に通達に従って改正したということでもよろしいでしょうか。

事務局 はい。

委 員 資料の 10 ページの一番の下にですね、市長申し立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合の申立ての基準ということで、生活保護、入所措置、介護保険、自立支援給付と書いてあるのですが、これで大体全ての人が網羅されるということなのですか。

事務局 こちら最後に等という記載がされている関係で、例えば、これに記載されていないものがあつたとしても、等を用いることによって、対象とする通達になっているかと思えます。

副会長 ●●委員に今ヒントをもらったのですが、自立支援給付を決定した市町村と、居所がその市町村ではない施設に入所されている方がいるのですが、この場合には、自立支援給付を決定した市町村と居所のある市町村のどちらが申立をして助成の対象とするのでしょうか。

例えば居所が青梅市だったら例えば老人施設、今回のケースは障がい者の施設ですけど自立支援給付をもらう人はもいるのですが、成年後見制度を使っていないので、成年後見制度を使った場合にどちらが対応するのか教えていただきたい。

事務局 自立支援給付の支給決定したを市町村が原則は後見の申立てをしていただきたいです。先ほどの説明では割愛しましたが、11 ページに、例えば施設入所が長期化し、施設所在市町村が本人の状況をよく把握している場合等については、その市町村が積極的に申し立てることまでを禁止や妨げるものではない記載がされておりますので、状況に応じてということとなっております。

副会長 利用者の方で、横浜市と青梅市でどちらかが申立てを行うかということで、全然動いてない人がおります。住まれたのは青梅市で相当長いんですけど、支援給付を決定した市町村は横浜市なので、どちらが申立てを行うかを協議しているという話は聞くのですが、決定はしていないようです。これが決定された時にはどちらが助成してくれるのでしょうか。具体的にまだ利用者はいないのですが、今後申立てすれば保佐人か補助人にはなるのかという方がいて、御家族等もないので、両市が押付け合っているという報告だけしか受けていないのですがどうなるのでしょうか。

事務局 本当にケースバイケースかと思われれます。本来は市町村間でよく調整して結論を出す必要があると思いますが、現実的に、国からの通知にある通り、被後見人等の状況をよく把握している市町村が申立てをすべきという原則があると思います。ですので、支援給付を決定している市町村がきちんと援護してるわけですので、被後見人等の状況をよく把握しているということで、申立てをするべきと考えられると思いますが、市町村間で調整を図っていくことになります。

副会長 具体的に言うと青梅市で生まれた人で、お父さんが横浜市に行かれて、お父さんがその時は親権者だったので横浜から現在も支援給付がされているのですが、御本人は青梅市生まれで一時的に千葉県の施設に入所しておりましたが、現状では青梅市の施設に入所している状態で、40 年は青梅市にいる方です。両市で話し合うということなので、どちらかの市町村で申立てをしていただきたいと思っているのですが、現時点では申立てに至っておりません。

会 長 答えを求めているのでしょうか？

副会長 求めているので答えていただけるとありがたいと思います。

事務局 事務局が担当課ではないので、明言はできません。一般論でしか申し上げられませんが、先ほど申し上げた通りの答えになってしまいますが、担当課に情報共有をしたいと思えます。

会 長 市民後見人だった場合に、報酬をどうするかというのは、検討しなければいけないですよ。市民後見人の育成については、養成するための費用がかかっているので、大概是報酬を辞退するのですが、市民後見人が選任されると、監督人も選任されることが多いです。だから監督人まで対象を広げるということは、社会福祉協議会の方で市民後見人の養成を始める

としたら、報酬等も先々に考えないといけないかと思えます。

事務局 事業を委託している社会福祉協議会におきましても、検討段階ではございますが、市民後見人の養成講座を行いまして、市民後見人を養成することも考えられます。当然市民後見人になったばかりの方が、すぐに後見事業を行うことはなかなか難しいため、社会福祉協議会が監督人となることは想定されます。市民後見人の方は、一般的には対象になりますが、報酬を辞退される方が多い中、監督人である社会福祉協議会についても報酬の対象となりますので、必要に応じて助成する必要があります。ただ現状では、市民後見人が大勢すぐに養成されるということまでは考えにくいと思えます。

会長 ありがとうございます。よく検討した方がいいかなと思えます。他にはどうでしょうか
委員 関連しますが、今私が見た資料の中では市民後見人は青梅市ではほとんどいなくて、何件ぐらい市民後見をなさってる方がいるのでしょうか。

事務局 何件かというのは把握しておりませんが、社会福祉協議会に確認すると、市民後見人のハードルは高く、青梅市だけではなく、西多摩全体で考えても市民後見人の養成には至ってないと聞いております。

事務局 補足させていただきますと、被後見人が誰かという調査は特に行っておりませんので、青梅市として被後見人等は把握しておりません。他市町村で市民後見人として登録されている方が、青梅市に居住されている方の後見人になっている可能性はあるかと思えますが、実態の把握はしていないところであります。

会長 他にはどうでしょうか。特にないようでしたらよろしいですか。

(3) 令和6年度第1回成年後見制度利用促進審議会議事録について

会長 それでは報告事項(3)の令和6年度第1回成年後見制度利用促進審議会議事録について事務局からお願いします。

事務局 先日、皆様にメールにて確認依頼をさせていただいております。何かありましたら1月31日までに、事務局まで修正案等を御連絡をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長 それでは1月31日までに訂正があれば事務局に連絡をしてください。なければそのまま議事録として確定しますのでよろしくお願いいたします。

(4) 青梅市地域共生社会推進審議会について

会長 それでは報告事項(4)青梅市地域共生社会推進審議会について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料4を御覧ください。本件は、前回の第1回の当審議会におきまして御協議いただきました(仮称)社会福祉審議会についての時点から変更となったため、改めて御説明させていただくものです。1ページ目ですが、こちらは審議会の所管事項について表にしたものです。一番左が現行のもの、真ん中の×印をしているものが前回の第1回審議会にて示したものを精査しまして、当初は12月の市議会に上程しようとしていた審議会として部会化する案です。この案を×印とした理由につきましては2ページ目の方を御覧いただけ

ればと思います。2ページ目ですが、委員構成の表でありまして、12月議会に上程しようとしていた案につきましては、(仮称)社会福祉審議会の中に、当審議会も含めまして、部会化をしようとした案です。当審議会につきましては地域共生社会推進会議と併せて地域福祉部会として新たに部会化する案でした。しかし、内部の条例審査を経る中で、この案では全体の審議会の委員としては、各部会の人数も合わせた60人を超える会議体となってしまふこととなり、現実的に会議の運営が成り立たなくなるといふことも含めまして、見直すこととしたものであります。1ページに御戻りいただきまして、見直した修正案が一番右側の2月議会上程案(修正案)であります。この審議会化の経緯といたしましては、今年度を始期とします地域福祉計画の策定に伴い、本来であれば市長の諮問答申機関となる社会福祉審議会として条例化すべきところ、地域福祉計画等の策定のスケジュールなどの課題から、要綱設置の地域共生社会推進会議を取り急ぎ設けて計画策定後に条例化するというものであります。この経緯の原点に戻りまして、社会福祉法にもとづく社会福祉審議会の形を目指すのではなく、改めてシンプルに、現行の要綱設置である地域共生社会推進会議を、地方自治法にもとづく市長の附属機関として条例化することとしたものです。名称も地域共生社会推進会議の委員から共生という言葉を入れた方がよいという声が多かったので、現在の会議体の名称を引き継ぐということで、会議体名は青梅市地域共生社会推進審議会としております。先日、地域共生社会推進会議が開催され、当審議会にも委員として出席していただいております地域共生社会推進会議の●●委員、また●●委員にも参加していただいて、報告をさせていただいているところです。しかしながら、当審議会も含めた各会議体を部会化せずに、現行通りそれぞれの会議体がそれぞれの計画策定を所管することとなりますので、各計画の共通理念等にもとづく調和がこれだと取れないことから、資料1ページの右上、新たに設ける地域共生社会推進審議会の所管事項の(1)「青梅市地域福祉計画その他福祉に関する計画を横断的に繋ぐ福祉共通理念のもとこれらの計画の調和に関すること」を加えることで、各計画の策定がバラバラにならないようにしようとするものです。所管事項の(2)以下は表記を改めているところですが、現行のものと内容的に変わりがあるものではありません。当審議会を含めまして部会化しないこととなり、当審議会の改正はないところですが、この機会に合わせて、障害者計画についても、従来は要綱設置の会議体であったものを審議会とするため条例化する他、こども計画の会議体につきましても、こどものこの字の改正の他、各所管事項の見直しを図っているところでございます。改めて2ページを御覧ください。こちら各会議体の委員構成についても一部見直しを行っております。青梅市地域共生社会推進審議会につきましては、真ん中の12月議会に上程する案の段階では、現行の要綱設置の委員構成に加えまして、各部会に入れようとしていたそれぞれの会議体の正副部会長を想定していたところですが、2月議会の上程案では、当審議会、そして介護、障がい、こどもの各付属機関の代表者4人を加えるとした他、委員の人数内訳などについても記載して、制定をしようとするものであります。なお、資料の3ページと4ページにつきましては、見直した2月議会に上程予定の条例案を記載しておりますので後ほど御

目通しをいただければと存じます。なお、現時点ではこの案ですが、来月の市議会上程を目指し、内部で条例の審査を行っており、今後最終的な条例案が確定いたします。考え方の大きな変更がない程度の文言修正等がありますことを、御含みおきいただければと存じます。

会 長 皆さんから何かありますか。

委 員 前回のこの審議会で真ん中の×印のついたところについて、事務局の方からですね、高齢、障がい、こども以外のこれらに該当しない部分については、地域福祉部会で検討するといった話があったかと思うのですが、今の現状通りということになると、少し分かりづらくなったのかなと思ったのですが、その辺りは結局地域共生推進審議会の所管事項ということでしょうか。

事務局 地域共生社会推進会議は、元々所管事項としましては、福祉の上位計画である地域福祉計画、重層的支援体制整備の計画および再犯防止の計画の策定をメインにする会議体でありました。また市長の諮問答申機関ではなくて要綱設置だったということでこれを審議会化しようとするのが今回の考え方であります。12月に上程しようとしていた（仮称）青梅市社会福祉審議会では、政令指定都市や中核市は社会福祉法にもとづいて審議会化しなくてはいけないという義務なのですが、青梅市のような一般市であるとそこまではなっておりません。ただそれに準じて、それぞれの所管する審議会でも、社会福祉に関連する計画以外にも所管しているものがありました。そういったものを一体的に議論できる会議体という位置づけで設けようとしていたところですが、ただ先ほど申し上げました通り、各審議会をスリム化せず、そのまま取り急ぎ部会化しようとしていたものでしたので、全体の審議会の人数が大規模になってしまうということもあり、時間的な余裕も含めて、そこまで見直しができなかったということもあります。今回は単純に当審議会も含めて残しまして、地域共生社会推進会議の要綱制定されたものを、基本的には条例化することとしています。委員もおっしゃられましたように、こどもや高齢者に属さないものを部会でやろうかという話もありましたが、元々地域福祉計画自体が総合的な政策としてはそれぞれの分野が入った計画にもなっております。そういったところで新しく作る審議会の中では、検討事項としても入れられるのではないかなと考えているところでおります。

副会長 会長はどのように御考えになりますか。我々はそうですかというぐらいしかしようがないのですが、大学の先生としてこういう形のまとめ方でどうなのかという御意見を聞かせていただけるとありがたいなど。

会 長 本来であれば、社会福祉審議会化した方がいいとは思いますが、それぞれの時代の事情があるので、時代の実情に合ったところで考えていけばいいと思いますね。ちなみに私は川崎の社会福祉審議会に属して、地域福祉専門分科会長やってるのですが、実は川崎は社会福祉審議会自体は7、80人程度います。障がいの判定員も委員となっておりますので、大きくて確かに身動きが取れないです。それぞれの自治体の実情に沿って考えるしかないかなと私は思います。

委員 基本的なことが分からないので教えていただきたいのですが、審議会、委員会および協議会それぞれ名前が違いますが、その違いってというのはどのようにに理解してよろしいでしょうか。

事務局 資料は地域福祉に関する計画の策定をメインとする各会議体を掲載しているものでありますが、当審議会であれば、成年後見の利用促進の計画の策定に関することが所管事項にある会議体であります。それぞれ介護保険運営委員会であれば介護、障がいであれば障がいの計画、こどもであればこどもの計画の策定に関することを所管としている会議体であります。本来計画は各委員さんからの市民委員も入れたいろいろな意見を聞きながら、それを成り立ちからいきますと地方自治法上で、市長の諮問答申機関ということできちんと意見を聞いて尊重して計画に盛り込んでいくという会議体の位置づけを本来はすべきというところで、条例にもとづく審議会としているところです。ただ地域福祉計画を策定する会議体自体が、策定のスケジュール等もあったのです、条例設置にもとづかない内部での要綱設置という形で、乱暴な言い方をしてしまうと意見を聞くだけの機関になってしまっていたということもありまして、これをきちんと条例にもとづいてしっかりとした会議体にしようとするものであります。それに伴って障がいの計画も今は要綱設置ですが、この機会に合わせて条例化するものであります。ただ条例化するには、やはり議会の議決を受けなくてはいけないということもありまして、いろいろな会議体を市としても設置して準備をしていかななくてはいけないのですが、それが計画を今回作る中では策定のスケジュールが間に合わなかったため、両方設置していたという経過があります。

委員 要綱は議会に報告するのでしょうか。議会の議決はいらないのでしょうか、報告事項にはするのでしょうか。

事務局 要綱自体は内部の委員会で制定することができますが、条例ですと議会の議決をいただかなくてはなりません。要綱については議会について議決は必要ありません。

委員 報告もしないのでしょうか。

事務局 制定した要綱を、例規類集として閲覧可能にすることで報告とさせていただきます。

委員 先ほどの資料2の成年後見制度利用支援事業の要綱ですね、この当審議会の関係がどのようなになっているのでしょうか。

事務局 分かりづらいのですが、青梅市のホームページの条例や要綱を検索できる例規類集というものがありまして、後ほど各委員の皆様にも御時間あれば御目通しいただければと思うのですが、当審議会の設置根拠となるのは、青梅市成年後見制度利用促進審議会条例です。成年後見制度利用支援事業の要綱につきましては、各制度を当審議会とは別に、制度自体の細かい運用上のルールを定めたものであり、条例とは別になります。社会福祉協議会へ委託してる成年後見活用あんしん生活創造事業も要綱にもとづいております。

委員 ありがとうございます。イメージは分かりました。

会長 他にはございますでしょうか。

副会長 2月の上程案でいくと自立支援協議会だけは要綱設置で、残りが全部条例設置になります。私も関わっていましたが、障害者計画の審議会で計画策定をして、自立支援協議会はどちらかというモニタリングをしていたと思われま。今の自立支援協議会は単なる障害者計画についてではなく、市全体の障がい者支援のあり方を協議したり、日中活動支援型グループホームの審査や報告を受けること等、毛色の違った内容になっていると思います。よって今後は、例えば自立支援協議会は要綱設置で行くなら、自立支援協議会の方から代表者が障害者計画等審議会に参加してモニタリング報告をする方向で整理をしていくという方法論もあるのかなと思います。今回はこれでいいと思うのですが。

事務局 資料4の1ページ目と2ページ目を御覧いただきますと、障がいについていえば自立支援協議会が記載されておりますが、計画を作る際には障がい者計画等検討委員会という要綱設置の会議体がございました。この会議体も記載のとおり地域共生社会推進審議会と同じように、青梅市障害者計画等審議会として条例化する予定で今進めております。つきましては障がいに関する障害者計画以下を所管することで、諮問答申機関として条例化しようかというところがございます。自立支援協議会についても、この中で所管事項の(3)障害者計画の実施状況の検証および評価に関することといったP D C Aのいわゆる検証の部分が入っておりますが、集約して審議会化を検討して進めようとしているところがございます。自立支援協議会についてはネットワークや計画以外にも広い分野を所管するということで担当課の方でも残し、計画に特化した要綱設置の会議体の条例化を進めようとしているところがございます。

副会長 今回はしょうがないのですが、審議会というか計画を作成するところとは自立支援協議会の中身が違うと思っていて、ただモニタリング機能はあるので、そのモニタリング機能から上がってきたことを、例えば障害者計画の審議会に報告をする形をとれば、資料の全体の中に自立支援協議会が入らなくてもいいのではないかと思います。ただ、もう来月のことですからそれを検討する時間はとてもないと思うので、例えば3年後に見直すということも考えてみたらどうかと思います。

事務局 障がいの会議体については所管課ではないですが、私も以前在籍していたこともあり申し上げたところもありますけども、こちらについては所管課の方で、検討するよう伝えたいと思います。

会 長 他にはどうですか

委 員 この×印のついたすっきりした関係が実現しなかったことが、非常にもったいなく残念だなという気がして仕方がないですね。やはり今後は若年人口の加速度的な減少に伴って、想像できない地域の課題や問題が多く出てくると思うので、そのようなことに対応する地域福祉部会の構想だと思っていたのですが、これは地域共生社会推進審議会になりますと、当審議会そのものが各審議会からの代表が参加するということになりますから、細かなものの審議というよりは包括的なものを決める審議会になるので、様々な地域課題について審議していく会議体はどこになるのかなとは思いますが、もう決まっていること

ですから今からどう言ってもしょうがないんですけども、非常にもったいないという意見です。

事務局 様々な地域課題とそれぞれの会議体がバラバラの中でどうするのかというところがございますが、新しく条例化される予定の地域共生社会推進審議会で進めていくということです。計画の中でも重層的支援体制整備ですとか地域福祉計画を所管する会議体であります。幅広く様々な地域課題も含めた議論がこの審議会の中でできるかとは考えております。また、それぞれの会議体で各委員が選出されて委員構成に入っております。それぞれ高齢部門ですとか障害部門での細かい様々な地域課題については、この地域共生社会推進審議会で深い議論はできないかもしれませんが、各計画間の調和や推進を図る上で、高齢者のみ、こどものみおよび障がい者のみという議論ではなくて、共通の部分の議論ができ、結果を各会議体に持ち帰っていただく等、そのような機能が期待できると考えております。

4 その他

会 長 次第4 その他になります。委員の皆さん何か御発言がございますか。

副会長 先ほどの報告事項(4)についてですが、審議会のことを話したと思うのですが、●●委員の意見だったり、私の意見もそうなのですが、今回は2月に上程をせざるを得ないというところではこのままでいいと思います。しかし、委員長から御話があったように、川崎市では70人規模の審議会をすることも大変だなと思います。ただ報告して賛成かどうかで終わってしまうことになるのではないかと思います。もう一度精査をして、どのように青梅市として取り組んだらいいかということ、意見は求めないですが、私としては事務局の方に2月までにということではなくて3年後でもいいと思うので、もう一度整理することも考えていただきたいと、意見として言わせていただいてもよろしいでしょうか。

会 長 他にはどうでしょう。

委 員 先ほどの副会長の意見なのですが、新しく地域共生社会推進審議会を作るわけですから、新組織の運営や実際に活動してどうだったかというのは振り返って確認することは必要なので、振り返るためのこのような協議の場は続けていくことが必要だと思います。そうしないと次にまた繋げない。そして、再検討して改正して、より現実的なものにしていくことは必要だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

会 長 他にございますか。ないようでしたら他に事務局から何かありますか。

事務局 ●●副会長も含めていろいろな方に御意見をいただいた中で、今後、作ってそれで終わりというわけではなくて、見直しを常に図っていく必要があると考えております。説明でも申し上げました通り、12月の上程案では、元々社会福祉法が求める青梅市においては必置義務ではないですが社会福祉審議会を作ることで、福祉に関する全体の議論をしていくということまでをまず想定しておりました。そのような社会福祉審議会化を目指すというよりは、どちらかという計画を立てることがメインの社会福祉審議会化を目指すところとあります。ですので、今回この条例化はあくまでも計画に基本的には特化したといいながら、実際には先ほどいろいろ御意見いただきましたように、地域課題も含めていろいろ

な実務施策も含めたことを当然議論していかなくてはいけないのですが、それを主体とした各会議体を作っていくことが今回の主眼であります。そのように全体でいろいろな議論をしていこうという形になってくるようであれば、社会福祉審議会化も併せた見直しも含めて本日御意見いただいたように、青梅市としてもいろいろな検討はしていきたいと考えております。こちらの審議会は成年後見制度に関するものでありますが、全体を含めまして今後とも御意見等を頂戴できればと考えております。

会 長 よろしくお願いたします。本日の議題は以上です。それでは第2回青梅市成年後見制度利用促進審議会をこれで終了します。